令和８年度　第１回静岡県小売業ＳＡＦＥ協議会

令和８年９月 15 日(火)　13：30～15：30
静岡地方合同庁舎４階

次　第

１　あいさつ

静岡労働局労働基準部長
13：30～13：35

２　労働行政の現況
（労働災害発生状況、労働局の取組等）

静岡労働局労働基準部　健康安全課長
13：35～13：45

３　各行政での取り組み（10 分程度）

静岡県健康福祉部健康局健康増進課
13：45～13：55

４　各事業場における事例発表（３団体、各 15 分程度）
（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）

①株式会社遠鉄ストア
②株式会社杏林堂薬局
③株式会社静鉄ストア

13：55～14：40

５　質疑応答

14：40～15：00

（６　関連事業場による取組紹介等）

①大塚製薬株式会社
②公益社団法人理学療法士会
15：00～15：20

７　事務局からのお知らせ
・第２回協議会の開催予定について等

15：20～15：30

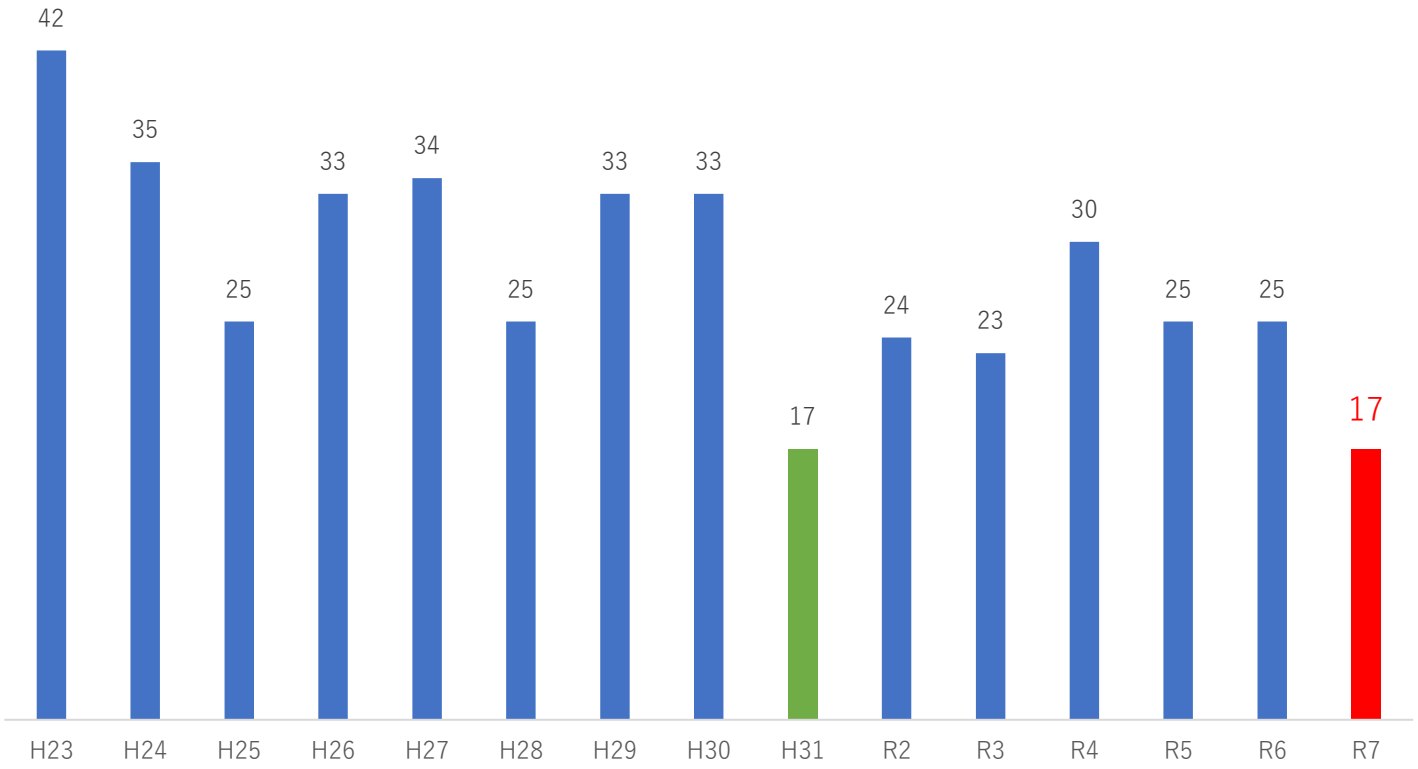


令和８年度第１回
静岡県小売業ＳＡＦＥ協議会

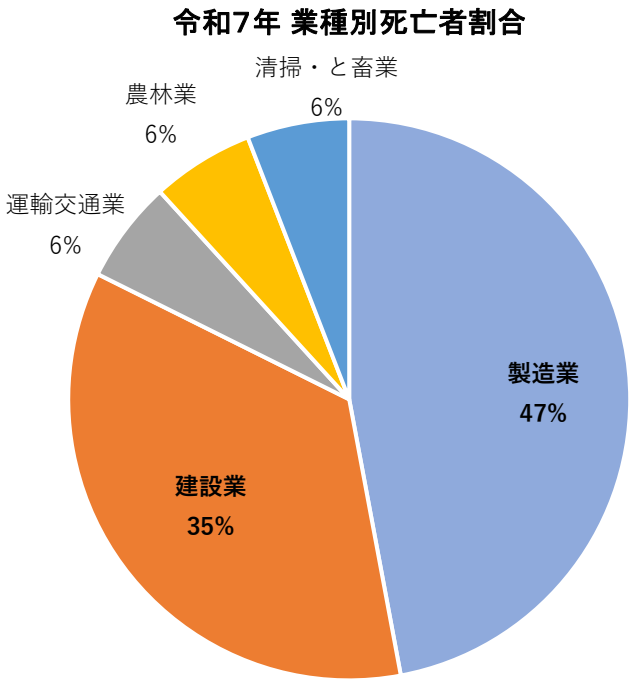
１　県内の労働災害発生状況

静岡県内の死亡労働災害の推移（平成23年～令和７年）

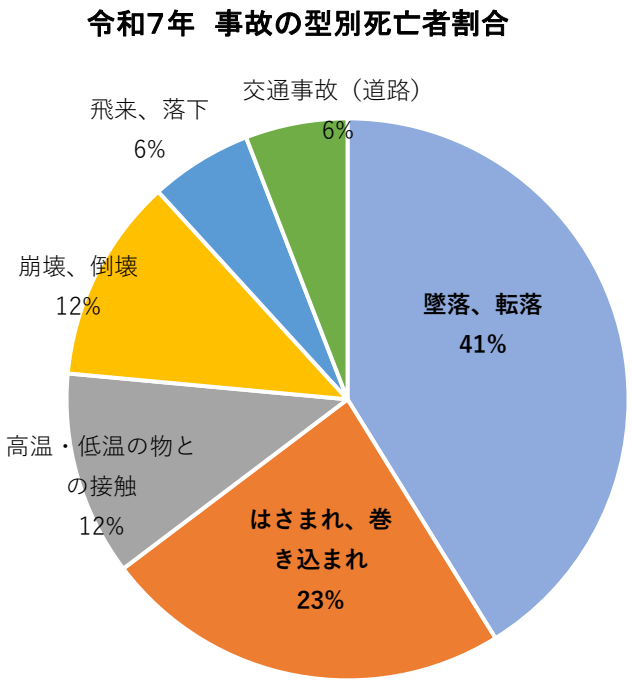
令和７年　死亡者数　計１７人



令和7年　業種別死亡者割合

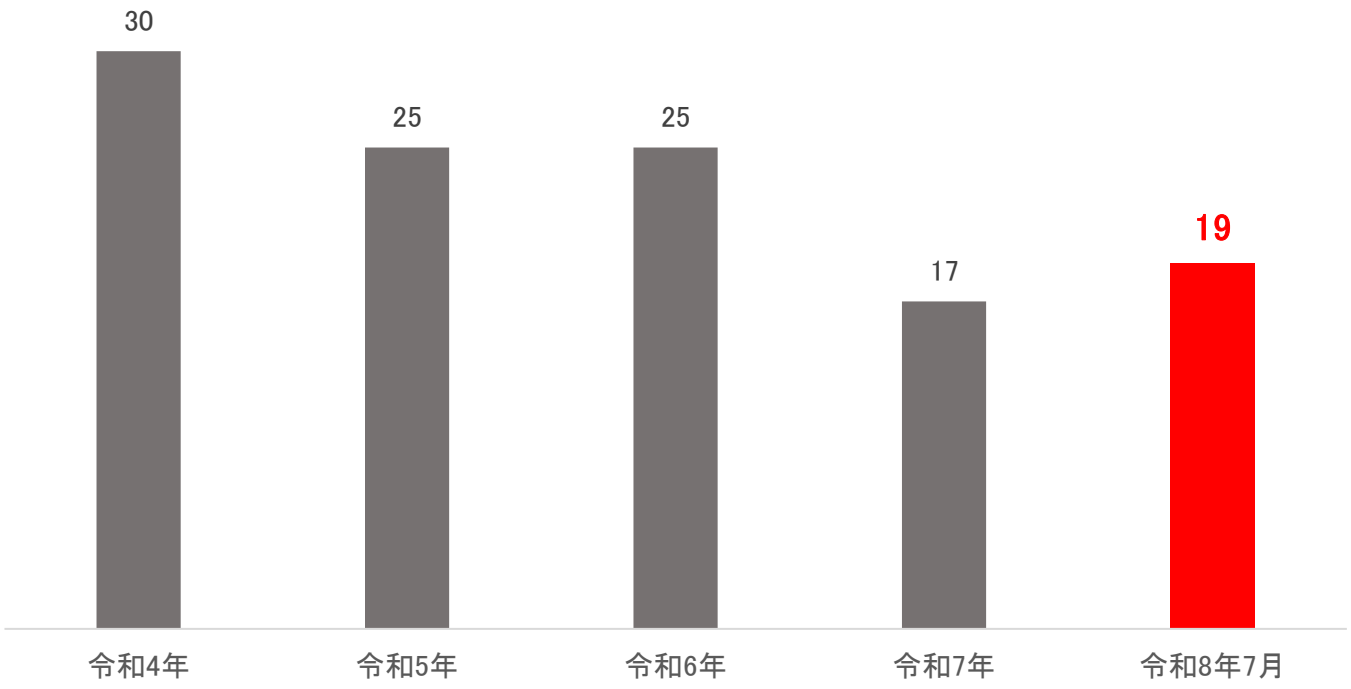


令和7年　事故の型別死亡者割合

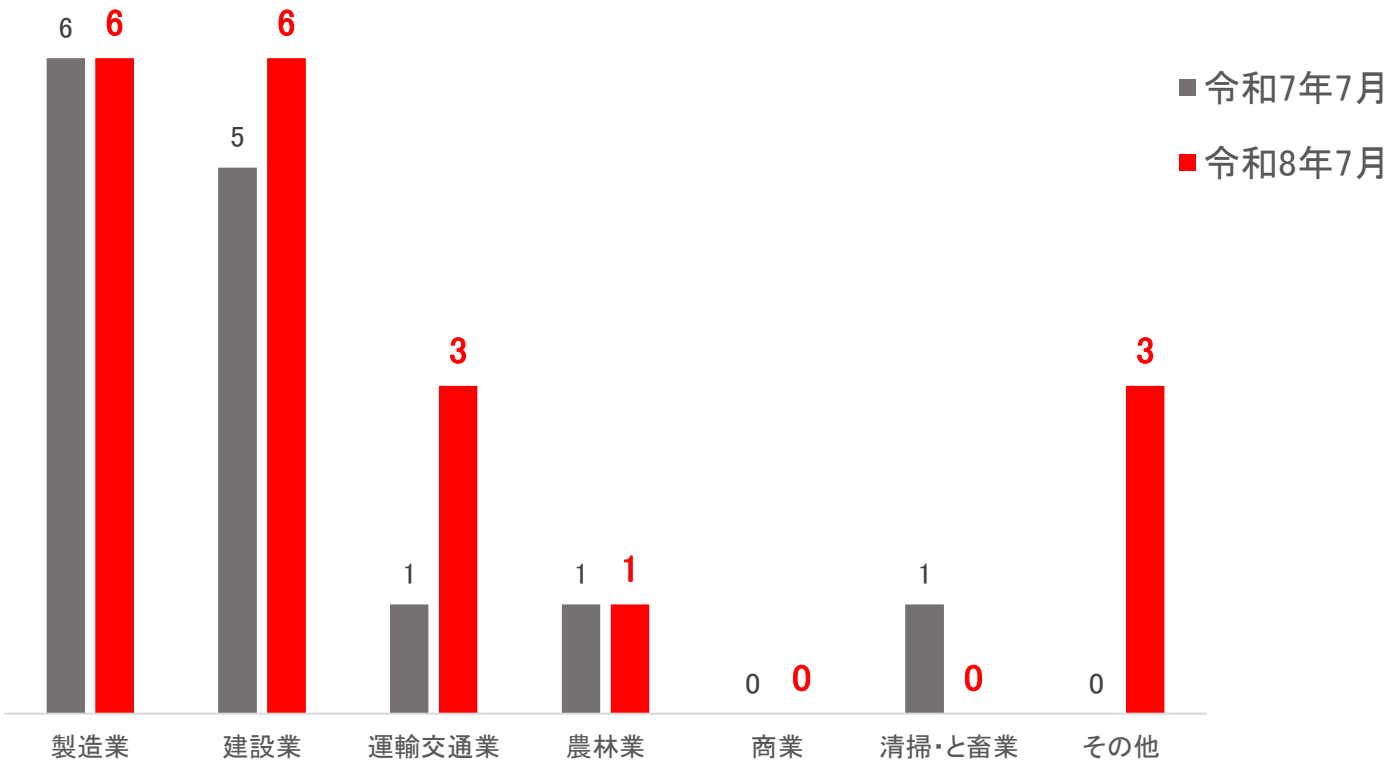


静岡県内の死亡労働災害の推移（令和８年７月末現在）

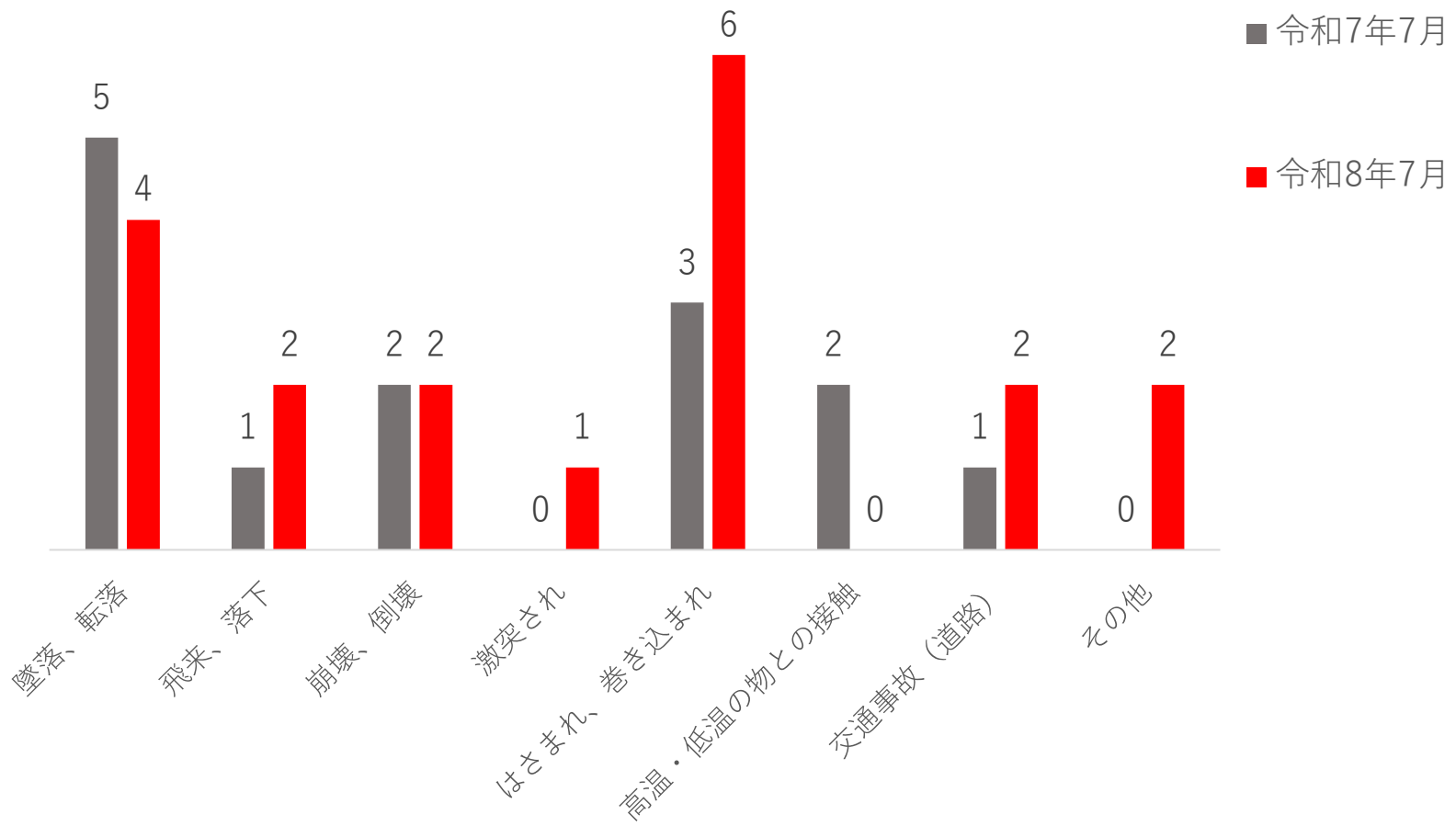
令和８年８月21日時点：暫定値　死亡災害　計２１人



業種別死亡者数（各年７月末現在）

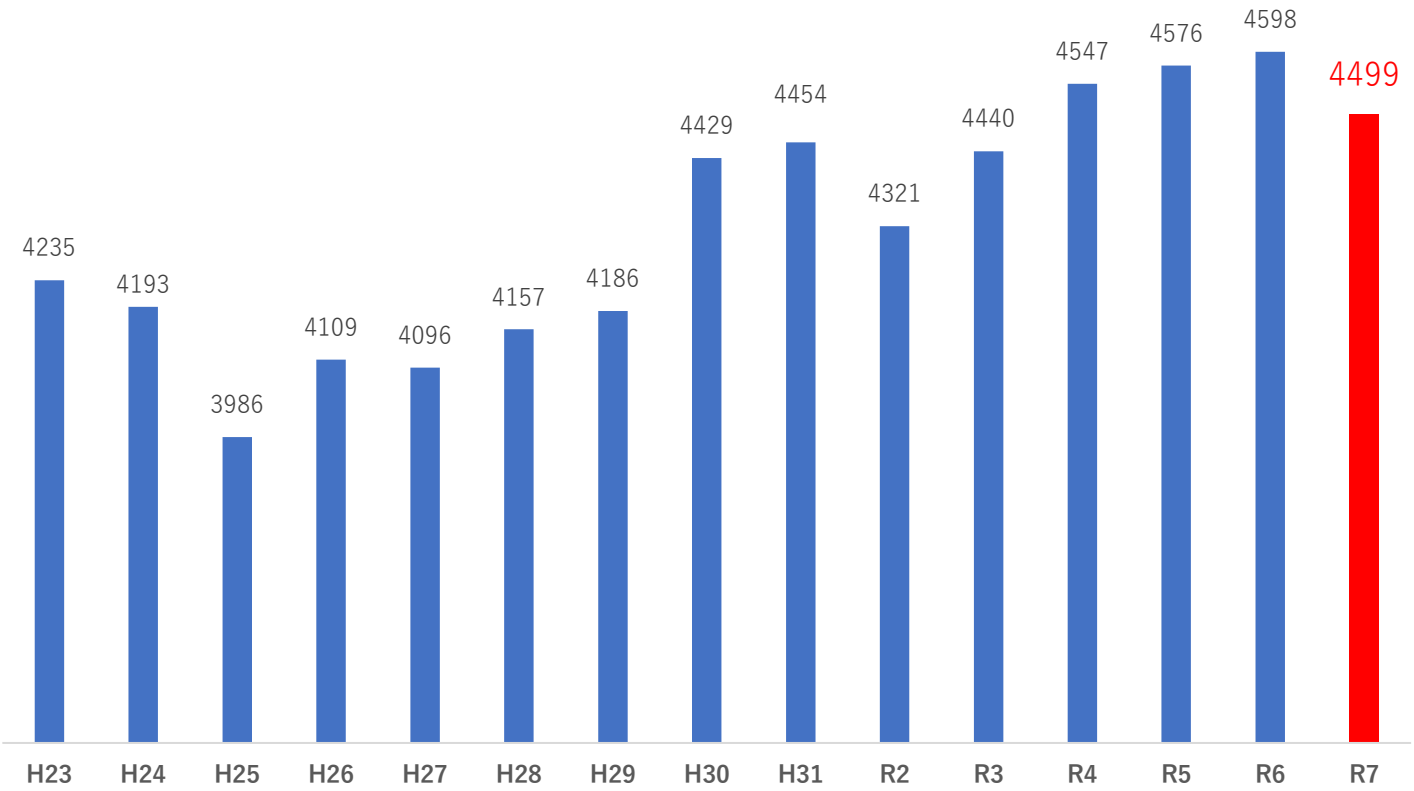


事故の型別死亡者数（各年７月末現在）

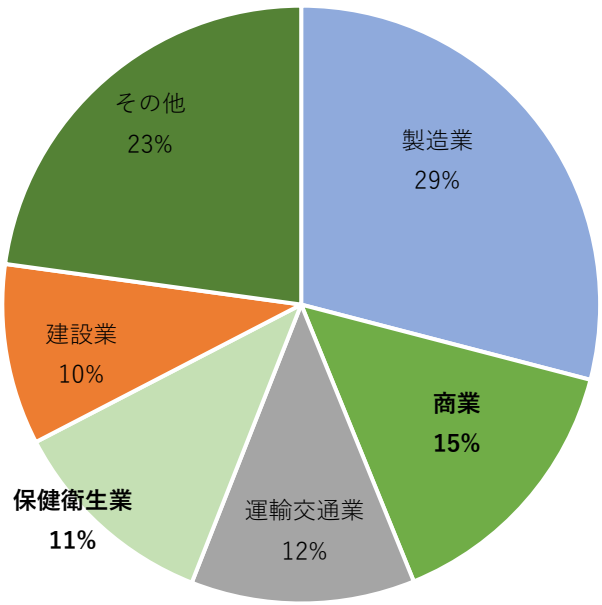


静岡県内の死傷災害の推移（平成23年～令和７年）

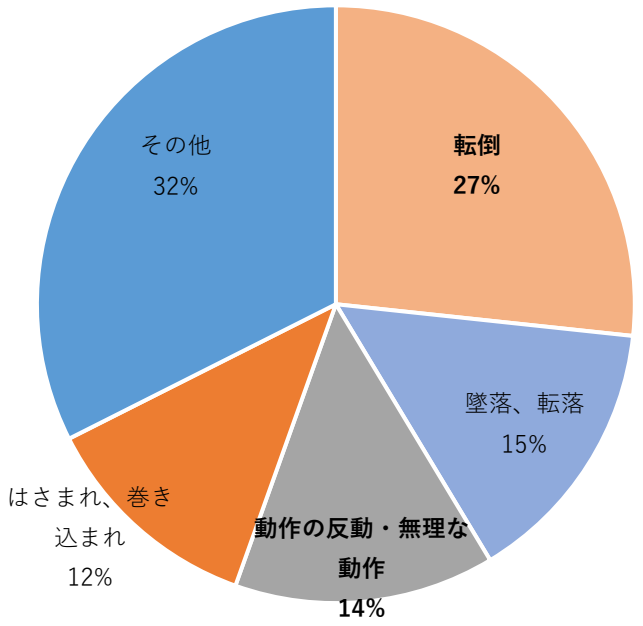
令和７年　死傷者数　計４４９９人



令和7年　業種別死傷者割合

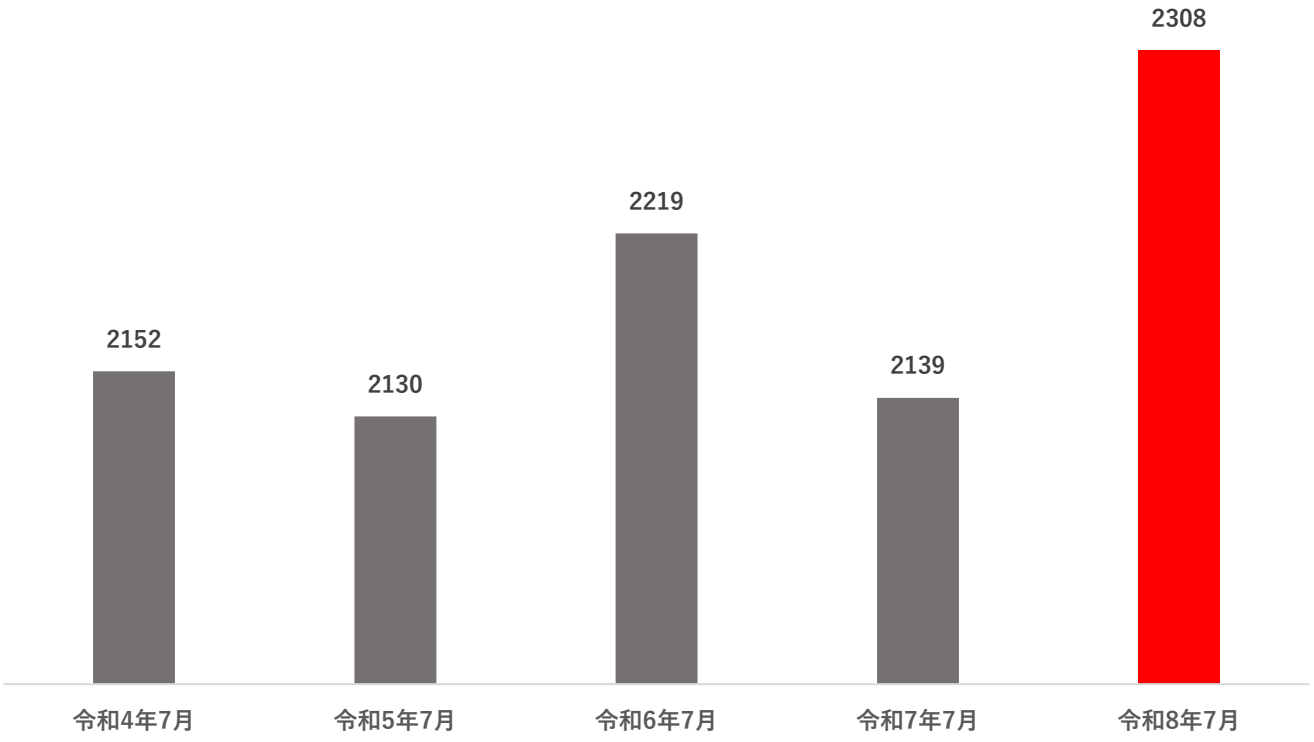


令和7年　事故の型別死傷者割合

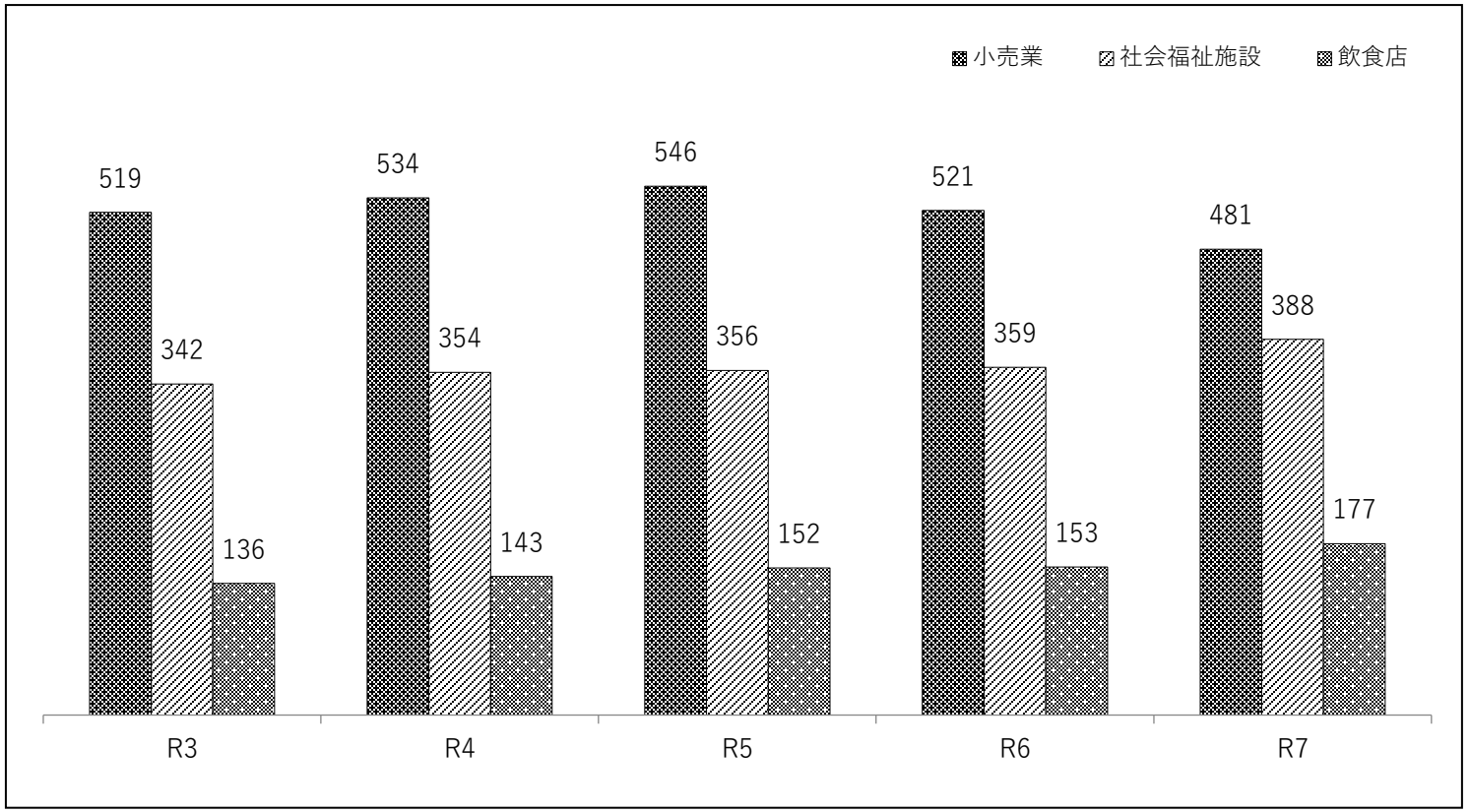


死傷災害（休業４日以上）（各年７月末現在）

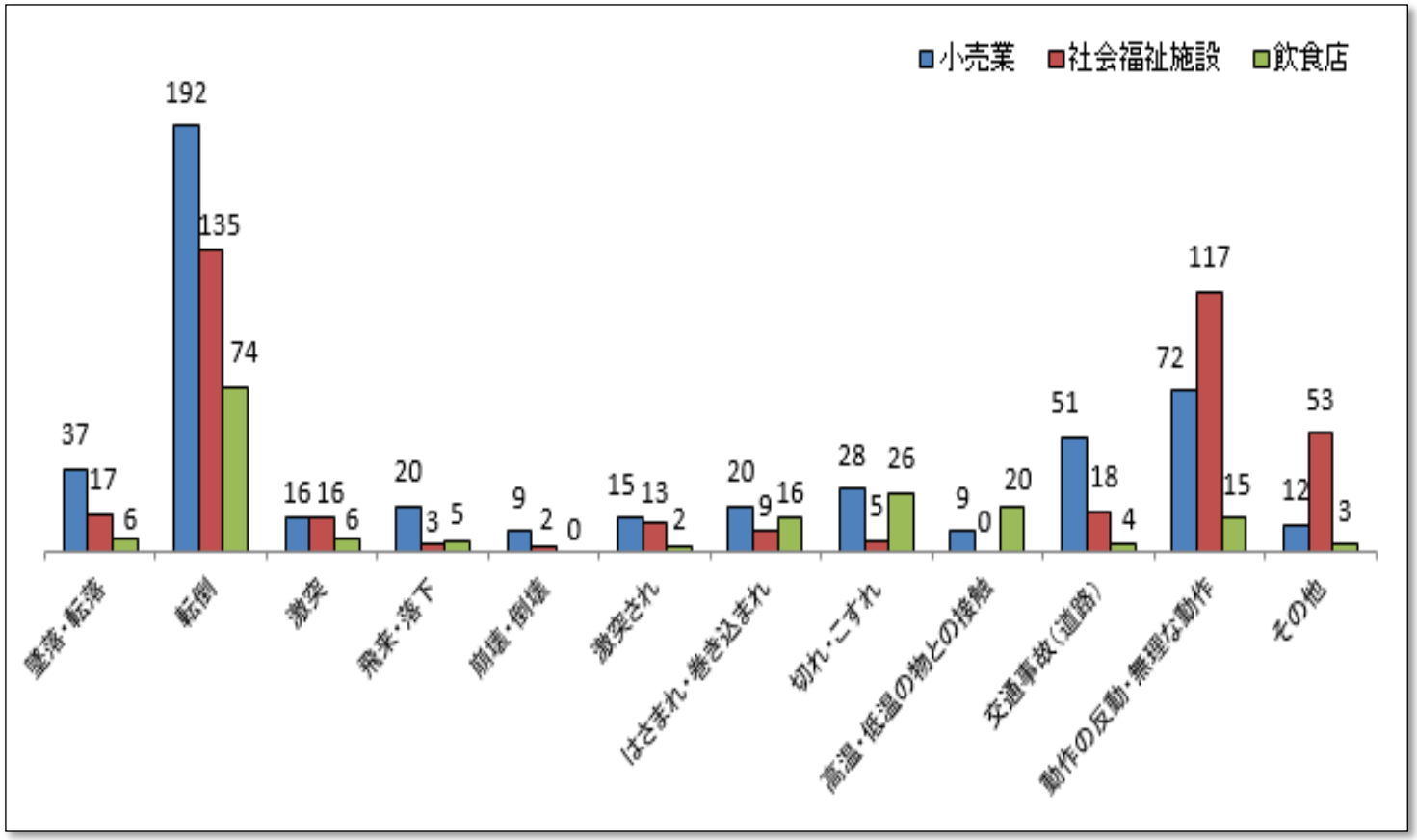
令和７年７月末と比べ１６９人増加



第三次産業（小売業・社会福祉施設）の死傷災害の現状



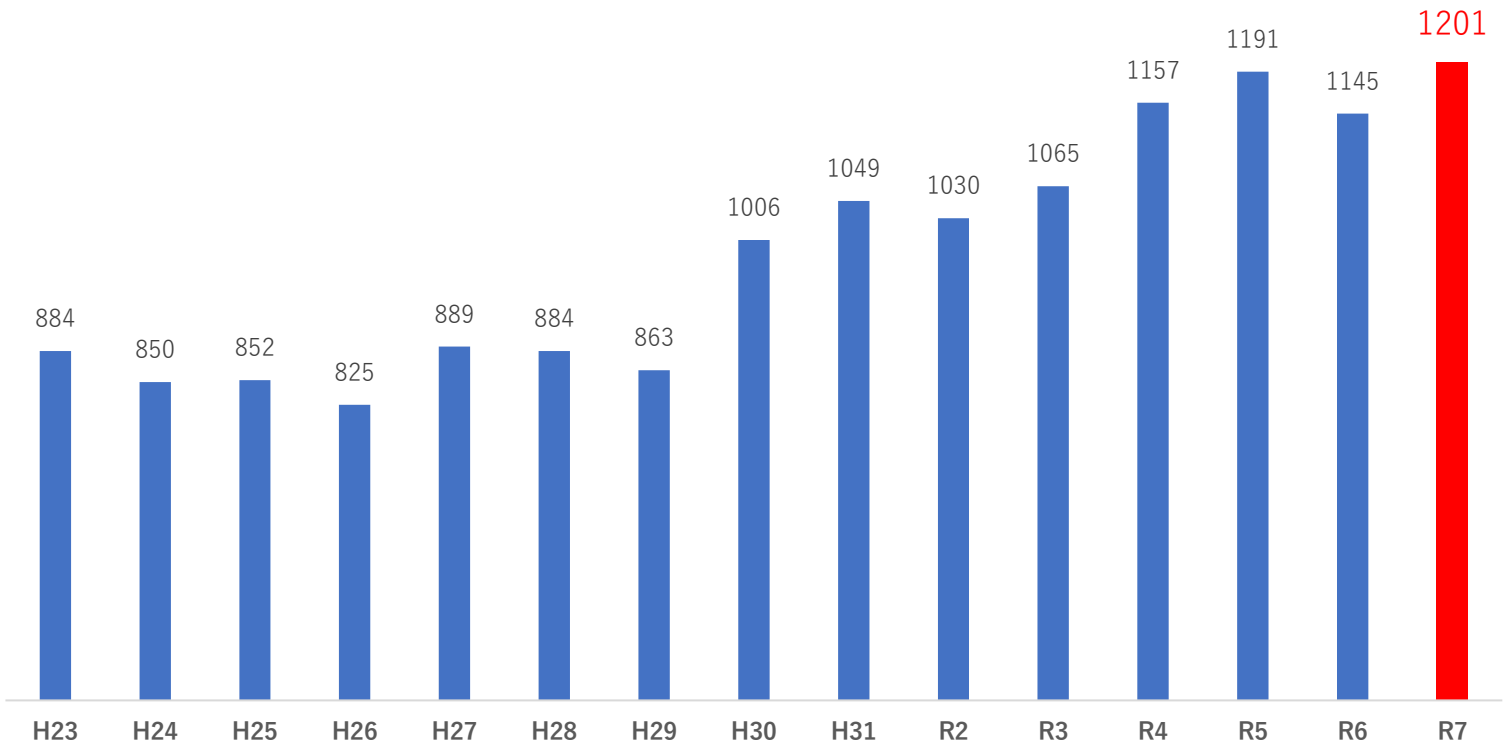
第三次産業（小売業・社会福祉施設）の死傷災害の現状(令和7年)



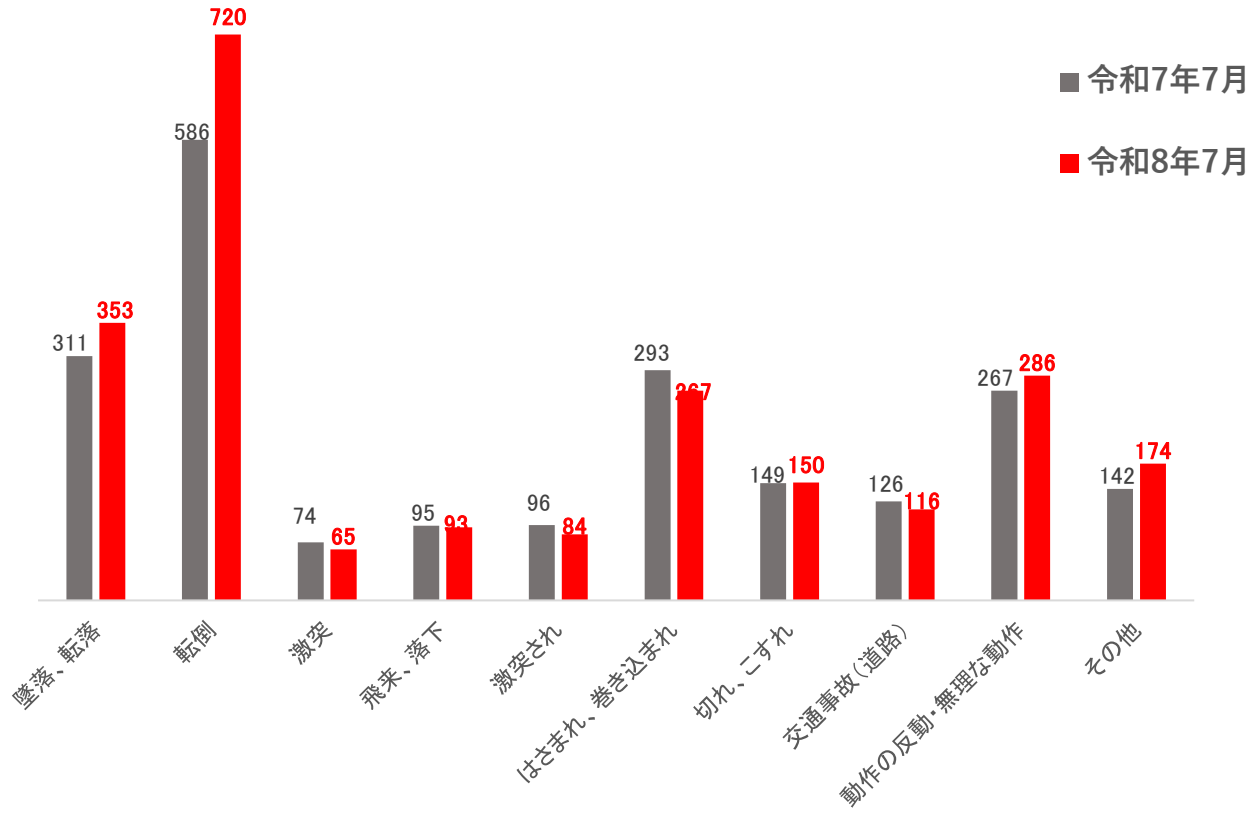
２　転倒災害防止

転倒災害の推移（平成23年～令和７年）

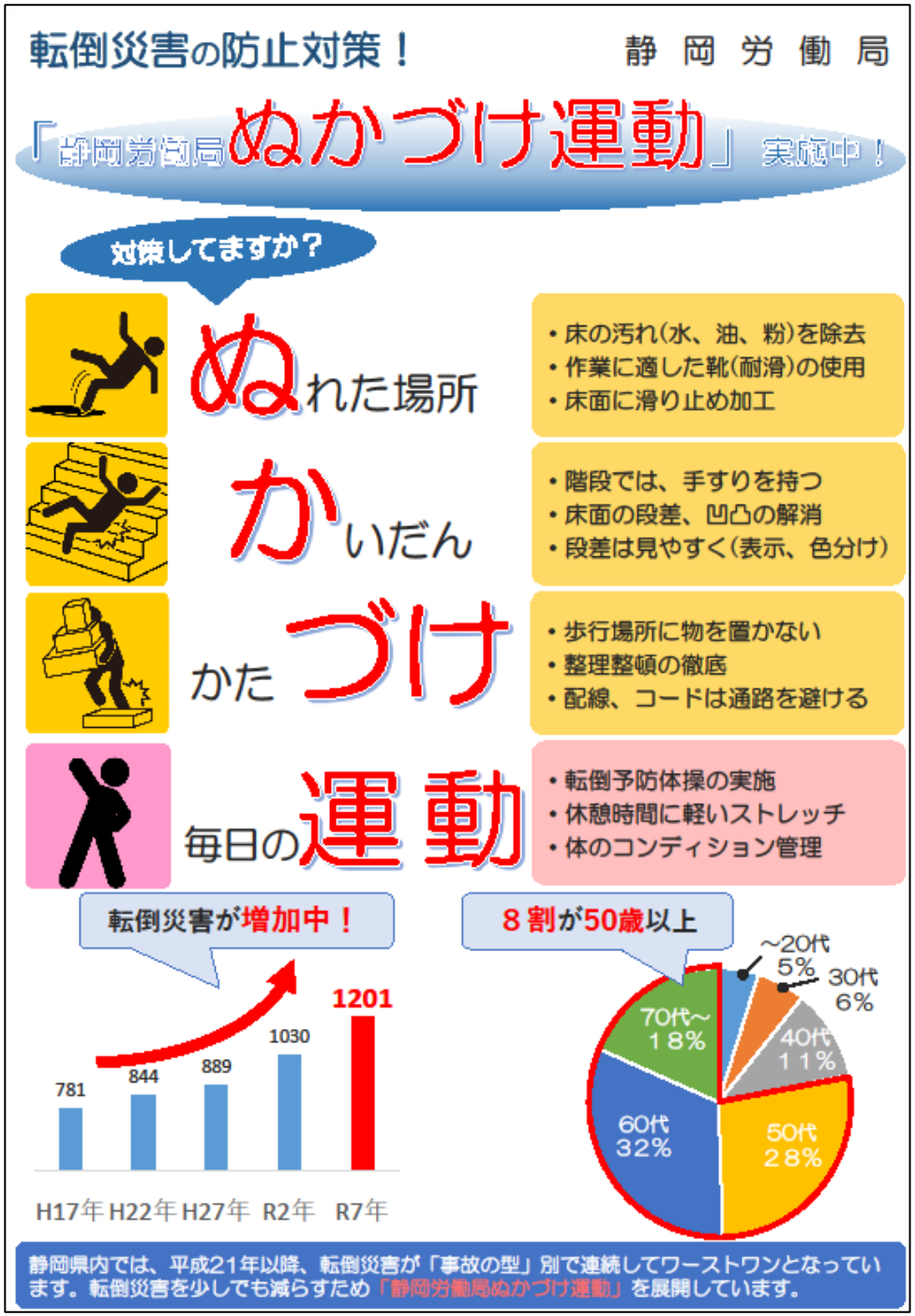
令和７年　死傷者数　計１２０１人



事故の型別死傷者数（各年７月末現在）

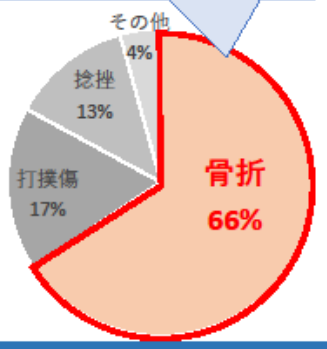


本日、配付しています。

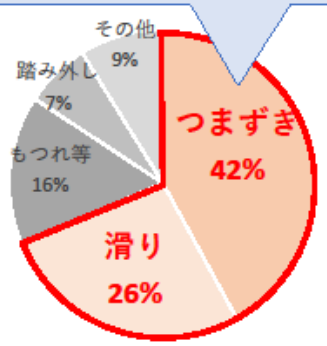

転倒災害の防止対策！
静 岡 労 働 局
「静岡労働局ぬかづけ運動」実施中！
対策してますか？
ぬれた場所
・床の汚れ(水、油、粉)を除去
・作業に適した靴(耐滑)の使用
・床面に滑り止め加工
かいだん
・階段では、手すりを持つ
・床面の段差、凹凸の解消
・段差は見やすく(表示、色分け)
かたづけ
・歩行場所に物を置かない
・整理整頓の徹底
・配線、コードは通路を避ける
毎日の運動
・転倒予防体操の実施
・休憩時間に軽いストレッチ
・体のコンディション管理
転倒災害が増加中！
781
844
889
1030
1201
H17年 H22年 H27年 R2年 R7年
8割が50歳以上
~20代 5%
30代 6%
40代 11%
50代 28%
60代 32%
70代~ 18%
静岡県内では、平成21年以降、転倒災害が「事故の型」別で連続してワーストワンとなっています。転倒災害を少しでも減らすため「静岡労働局ぬかづけ運動」を展開しています。

静岡県内における令和７年の転倒災害発生状況

転倒で６６％が骨折



つまずきと滑りで６８％



労働者の転倒災害を防止しましょう！

「つまずき」による転倒災害の原因と対策

- □ 作業場、通路に放置された物につまずいて転倒
 - ➢ 物の置き場所を指定し、歩行場所には物を置かない
- □ 作業場、通路の凹凸につまづいて転倒
 - ➢ 敷地内の凹凸、陥没等を確認し解消する。未解消箇所は色塗りで「見える化」
- □ 作業場や通路のコードのつまづいて転倒
 - ➢ コード類は天井または壁際に配線し、歩行場所には這わせない

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- □ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等に滑って転倒
 - ➢ 床面の水、洗剤、油等はすぐに除去し、こぼれていることのない状態を維持する
- □ 雨で濡れた通路等で滑って転倒
 - ➢ 雨天時に滑りやすい場所を確認し、床に防滑措置や吸水マットの設置を行う
- □ 水場（食品加工場など）で滑って転倒
 - ➢ 滑りにくい履き物を使用し、床には防滑床材や防滑グレーチングなどを導入する

転倒やケガをしにくい身体づくり

- □ 転倒・腰痛予防体操！「いきいき健康体操」
- □ 身体的能力のセルフチェック
- □ 毎日の健康のためにフレイル予防を心がけましょう！

いきいき健康体操　身体的能力セルフチェック

静岡労働局と大塚製薬は包括連携協定を締結し、働く皆様の健康増進を推進しています。

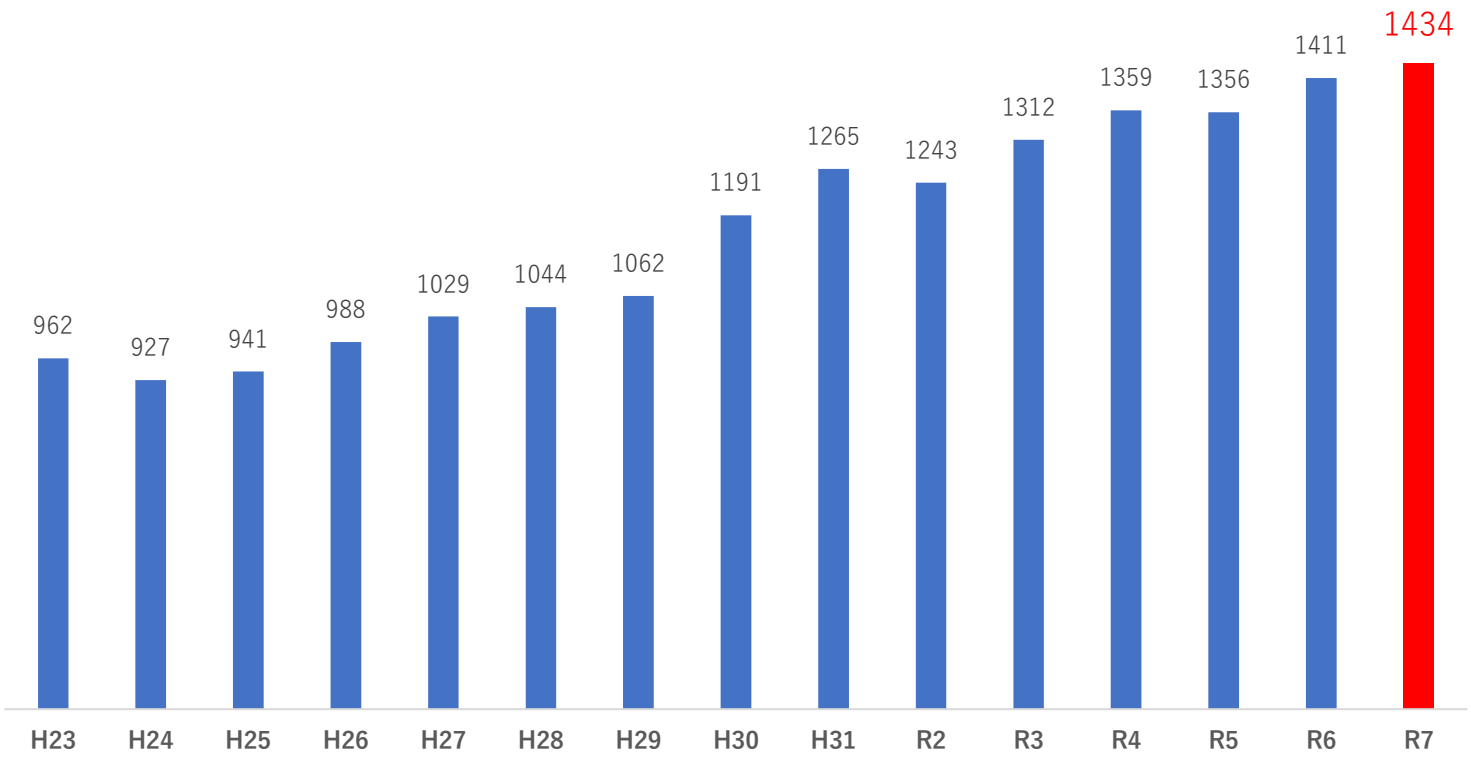
※転倒リスクの高い箇所をわかりやすく「ぬかづけ」と提唱したのは「日本転倒予防学会」の前理事長 武藤芳照氏です。

静岡労働局労働基準部健康安全課　静岡市葵区追手町9-50　静岡地方合同庁舎3階　℡054-254-6314　【R8.7】

３　高年齢労働者の労働災害防止

高年齢労働者の死傷災害の推移（平成23年～令和７年）

令和７年　死傷者数　計１４３４人



高年齢労働者の労働災害防止

【高年齢労働者の労働災害防止のための措置（R8.4.1施行）】

高年齢労働者の労働災害防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

（労働安全衛生法第62条の2第1項）

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

（労働安全衛生法第62条の2第2項）

本日、配付しています。

事業者の皆さまへ　　エイジフレンドリーガイドラインに替わる新たな指針です

高年齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）を策定しました

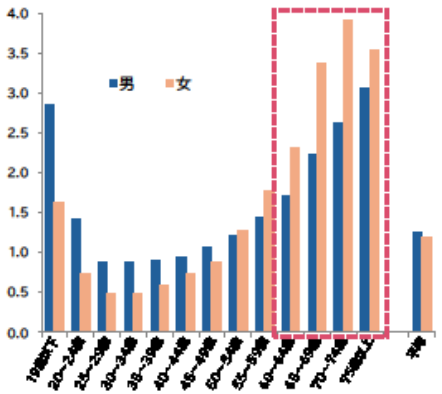
概要

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）により、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（エイジフレンドリー指針）を策定しました。

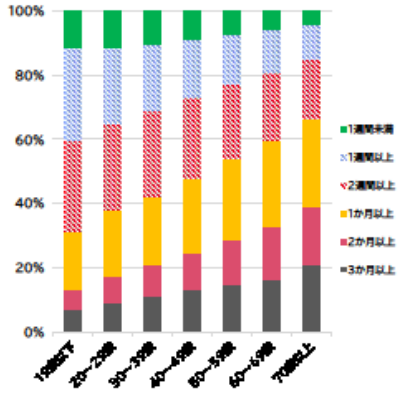
このリーフレットは、エイジフレンドリー指針の主なポイントや高年齢者の労働災害防止対策をまとめたものです。皆さまの事業場での、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等に、ぜひご活用ください。

高年齢者をめぐる労働災害の現状

高年齢者は他の世代と比べて、**労働災害の発生率が高く**、災害が起きた際の**休業期間が長い傾向**があります。



年齢層別労働災害発生率（休業4日以上死傷度数率）（R6）



年齢層別労働災害による休業見込み期間（R6）

社会の高齢化に伴い、高年齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。**

指針の主なポイントは次頁をご覧ください⇒

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省 静岡労働局

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等

経営トップによる方針表明及び体制整備

- 経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化します。
- 高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

事業場における安全衛生管理の基本的体制



高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めましょう。

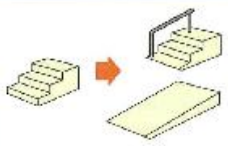
ポイント!

リスクアセスメントにおける危険源の洗い出しについては、職場のあんぜんサイト（労働災害事例）に掲載されている、災害事例やヒヤリハット事例を参考にすることができます。

2. 職場環境の改善

1で実施したリスクアセスメントの結果に基づき、身体機能の低下を補う設備・装置の導入（最優先）と高年齢者の特性を考慮した作業管理を検討します。

身体機能の低下を補う設備・装置の導入事例

墜落の危険性がある階段	足腰に負担のある移乗作業	暑熱環境での作業
		
階段に手すりを設置する又は段差をなくしスロープにする	リフトやスライディングボード等の導入	空調服の導入

ポイント!

設備・装置の導入を検討した後に、高年齢者の特性を考慮した作業管理（複数作業の同時進行を避ける、暑さに対する自覚症状が低下しやすい傾向がある高年齢者に水分補給を勧奨することなど）についても検討しましょう。

3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握

健康状況・体力の状況の把握

- 法令で定める健康診断を確実に実施しましょう。
- 体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施しましょう。※これらの情報については、適正な取り扱いが必要です。

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないよう**十分**配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価セルフチェック表	全身持久力の評価方法	新体力テスト
厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	スポーツ庁



4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まえて、必要に応じ就業上の措置を講じましょう。

高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めましょう。

心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

ポイント!

業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮しましょう。

5. 安全衛生教育

高年齢者に対する教育

- 法令に基づく教育等を確実に行いましょう。
- 作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするには、十分な時間が必要です。高年齢者が経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行いましょう。

管理監督者等に対する教育

高年齢者特有の特性と高年齢者の安全衛生対策について教育を行いましょう。

ポイント!

- 管理監督者へは、高年齢者の作業に無理がないかを把握する重要性を教育します。（高年齢者が実際に働いている現場を見て、声がけ等をする）
- 教育の計画を立案する際に、複数の災害を対象として共通する事項とそれぞれの災害を対象とした事項の両方を行うことが望ましいです。

労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努め、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めることが必要です。

国、関係団体等による支援

個別事業場に対するコンサルティング等の活用としては、中央労働災害防止協会の中小企業安全衛生サポート事業を、補助金については厚生労働省で実施するエイジフレンドリー補助金を、社会的評価を高める仕組みについてはSAFEアワード等を活用することができます。

中小企業安全衛生サポート事業

SAFEアワード

エイジフレンドリー補助金について

補助金の目的

エイジフレンドリー補助金

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導などの費用を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。

対象となる事業者

次のいずれも満たす中小企業事業者であること

- 1年以上事業を実施していること
- 役員を除き、自社の労災保険適用の高年齢労働者（60歳以上）が常時1名以上就労していること

【参考】エイジフレンドリー補助金の申請対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

R8.1

４　全国労働衛生週間の取組

本日、配付しています。

事業者の皆さまへ

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日［準備期間：9月1日～30日］

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材　心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 女性の健康課題への取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 労働衛生３管理の推進等
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主　唱　厚生労働省、中央労働災害防止協会

協　賛　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」
https://kokoro.mhlw.go.jp/

治療と就業の両立支援

治療と就業の両立支援指針や企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

化学物質管理

職場の化学物質管理の総合サイト「ケミサポ」や化学物質管理に関する無料相談窓口のご案内などを掲載しています。

■職場の化学物質管理の道しるべ
「ケミガイド」
https://chemiguide.mhlw.go.jp/



転倒・腰痛予防対策

転倒・腰痛予防対策の参考資料を紹介しています。

■「いきいき健康体操」（監修：松平浩）
https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4

■腰痛を防ぐ職場の好事例集
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001465336.pdf

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）
https://safeconsortium.mhlw.go.jp/

高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top

労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

その他

■職場における熱中症予防情報
https://neccyusho.mhlw.go.jp/



■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html

各事業場における事例発表

（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）

株式会社遠鉄ストア

テーマ：転倒災害や高年齢労働者及び外国人労働者における労働災害に対する取組み

調査事項	
(1) 御社における労働災害発生状況	①：令和８年（１−５月）の災害発生状況 不休災害を含めた全ての死傷災害：　１５件 うち、休業４日以上の死傷災害：　３件 ②：①の災害の特徴 ⅰ）災害の事故の型別件数 切創６件、打撲３件、骨折・ひび２件、腰痛・捻挫・裂傷・その他各１件（転倒災害６件） ⅱ）被災者の年代ごとの発生件数内訳 ３０代１名、４０代１名、５０代３名、６０代９名、７０代１名 ⅲ）外国人労働者の災害発生件数　０件
(2) 令和６年～７年度に取り組んだ労働災害防止対策について（特に SAFE 協議会を通じて取り組んだ対策について）	①取り組んだことで効果があったものとその事例 ※別添の資料を参照願います。 ②取り組んだが、効果が見込まれなかったものや課題となっている事例等について ※別添の資料を参照願います。
(3) 今後導入を検討している労働災害防止対策について	※別添の資料を参照願います。

転倒災害や高年齢労働者及び外国人労働者における労働災害に対する取組み

2026年9月15日

株式会社　遠鉄ストア

遠鉄ストア

◇令和8年1～5月の災害発生状況

1. 不休災害を含めた全ての死傷災害

15件（うち、休業4日以上：**3件**）

前年同期間比－2件（休業±0件）

2. 災害の事故の型別件数

内容	切創	打撲	骨折・ひび	腰痛	捻挫	裂傷	その他
件数	6	3	2	1	1	1	1

（**転倒事故6件** 打撲2、骨折2、捻挫・切創各1）

遠鉄ストア

3. 年代別の発生件数

年代	30代以下	40代	50代	60代	70代
在籍人数	647	425	748	761	202
件数	1	1	3	9	1
発生率	0.2%	0.2%	0.4%	1.2%	0.5%

（転倒事故は全員60代以上）

4. 外国人の発生件数

0件 （49名在籍、平均年齢39.2才 ※技能実習生除く）

事故内容詳細

	傷病名	職種	年代	転倒	内容
1	切創	ﾍﾞｰｶﾘｰ	60		食パンスライス作業中、スライサーの安全カバーを使用しなかったため人差し指先端を負傷
2	切創	ﾄﾞﾗｯｸﾞｽﾄｱ	60		サービスカウンター内で商品包装中誤って右手中指をハサミの刃で切ってしまい負傷
3	切創	鮮魚	50		真鯛のうろこ取り作業中、ヒレが右手人差し指に刺さり抜けなくなり負傷
4	切創	青果	60		キャベツカット作業中左手が滑り包丁の刃に当たり負傷
5	切創	精肉	30		丸刃スライサーを清掃中誤って左手人差し指が刃に当たり負傷
6	切創	レジ	60	○	店内を移動中につまずき転倒、右膝を床に強打し負傷
7	打撲	鮮魚	70	○	作業場に入る際扉横の台車に躓き転倒、額と左手首を作業台に強打し負傷

遠鉄ストア

事故内容詳細

	傷病名	職種	年代	転倒	休業	内容
8	打撲	惣菜	60	○		店内歩行中床が濡れており足を滑らせ負傷
9	打撲	フロア	50			木製ﾀﾞﾐｰ什器を片付けようとした際置いてあった別の木製ﾀﾞﾐｰ什器が落下し右目上部に当たり負傷
10	骨折	フロア	60	○		バックヤード冷蔵庫前床に敷いてあった給水シートを踏んで転倒し負傷
11	骨折	フロア	60	○	○	パンのバンジュウのキャリーを誤って踏み足を滑らせて転倒し負傷
12	腰痛	青果	50		○	玉ねぎの入ったｺﾝﾃﾅを別の台車へ移し換えていた際腰に激痛を感じ負傷
13	捻挫	レジ	60	○	○	風除室清掃後店内へ戻る際床に敷いてあるマットに躓き転倒し負傷
14	裂傷	ﾄﾞﾗｯｸﾞｽﾄｱ	40			陳列什器を組み立てる作業中、顔を近づけた際左側の吊り下げ什器の角に左目が当り負傷
15	その他	フロア	60			店舗外の6輪台車置き場に台車片付け作業中、強風で棚板が倒れてきて角が左目下にぶつかり負傷

遠鉄ストア

◇労働災害防止対策取り組み状況

1. 毎月の情報発信
2. 四半期ごとの情報発信
3. 産業医の巡店時の指摘
4. SAFE協議会を通じた取り組み
5. 今後取り組み予定の防止策

1．毎月の情報発信

- イントラネット上で内容を共有
- 各店では衛生委員会、全体朝礼で注意喚起

1．2026年度　累計

(1)労働災害　12件　(2025年度累計　38件)
前年より増加。　(前年6月末時点：11件)

(2)交通事故（有責）　6件　(2025年度累計　48件)
前年より減少。　(前年6月末時点：13件)

(3)交通違反　6件　(2025年度累計　29件)
前年と同じ。　(前年6月末時点：6件)

2．6月の発生内容

労働災害	**2件**：切創	1件・包丁が落下した際に反射的に手を出してしまい右手親指を負傷
	腰痛	1件・商品が入ったクレートを下ろす際、腰を痛め負傷
交通事故（有責）	**1件**：衝突	1件・慣れていない道で疲労により注意力散漫となり標識に衝突
交通違反	**1件**:横断歩行者等妨害	1件・考え事をしており、横断歩行者に気付かず一旦停止をしなかった

3．所属長　各位

以下の事項を朝礼や掲示にて従業員への周知をお願いいたします。

(1)6月は労働災害件数が**2件**でした。
4月より**切創事故が多発**しております。
マニュアルを守らない事が原因で事故が複数発生しております。
必ずマニュアルを守って作業を実施してください。
精肉部門はスライサー清掃時の耐切創用手袋の着用を徹底、清掃作業は電源を切ってから実施する。
安全カバー等の装置を必ず使用する。

2. 四半期ごとの情報発信

(1) 店長会で事例の共有

2026年度　第1四半期労働災害の発生状況について

2026年7月10日
総務課

1. 発生状況

(1) 店舗別（ﾏﾂﾓﾄｷﾖｼ、ｼｬﾄﾚｰｾﾞ含む）

	年度	2026年度 第1四半期	2025年度 第1四半期
ｴﾘｱ	合計	12	11
東	磐田店		2
	竜洋店		
	池田店		
	浅羽店		1
	掛川中央店	2	
	菊川店		
	見付店		
	掛川高御所店	－	－
	袋井久能店		
	エリア小計	2	3
西	湖西店		
	ｽｰﾊﾟｰﾏｰｹｯﾄみっかび		
	大人見店		
	大平台店		
	桜台店	1	1
	来店		
	三ヶ日店		1
	豊川店		
	豊橋曙店		
	エリア小計	1	2
南	富塚店		
	向宿店		
	鴨江店		
	佐鳴台店	1	1
	立野店		
	篠原店		
	新橋店	1	
	南浅田店		1
	東伊場店	2	
	西伝寺店		
	エリア小計	4	2
北	西ヶ崎店		1
	笠井店		
	浜北店		1
	初生店	1	1
	天王店		
	天竜店	1	
	きらりﾀｳﾝ店	1	1
	高林店	1	
	ﾏﾂﾓﾄｷﾖｼさぎの宮駅前店		
	エリア小計	4	4
本部	ﾌﾟﾛｾｽｾﾝﾀｰ	1	
	本部		
	本部小計	1	0

(2) 月別

年度	2026年度 第1四半期	2025年度 第1四半期
第1四半期	12	11
4月	5	4
5月	5	4
6月	2	3

(3) 負傷内容別

年度	2026年度 第1四半期	2025年度 第1四半期
合計	12	11
切創	5	
骨折・ひび	2	3
裂傷	2	
腰痛	2	
その他	1	2
打撲		3
火傷		2
挫傷		1
擦傷		

(4) 部門別

年度	2026年度 第1四半期	2025年度 第1四半期
合計	12	11
フロア	3	3
チェッカー・事務他	2	4
鮮魚	2	1
青果	2	
惣菜	1	2
精肉	1	
ドラッグストア	1	
ベーカリー		
その他		1

その他…防犯係

(5) 雇用形態別

年度	2026年度 第1四半期	2025年度 第1四半期
合計	12	11
総合職	3	
専門職		1
契約社員		
出向者		
パートナー	9	10

(6) 年代別

年度	2026年度 第1四半期	2025年度 第1四半期
合計	12	11
20歳未満		
20～29歳		1
30～39歳	2	1
40～49歳	1	1
50～59歳	4	2
60歳以上	5	6

2. 発生状況の気付き

(1) 件　数

発生件数は12件で前年より1件増加。

(2) 内　容

①負傷内容について

切創5件、 骨折・ひび 2件、裂傷2件、腰痛2件、その他(捻挫)1件

重点項目「転倒事故」は4件で前年より1件減少。

転倒事故要因：つまずき 3件（前年±0件）、滑り 1件（前年＋1件）

転倒事故による休業　90日 1件、30日1件、10日未満1件、休業なし 1件

②主な発生部門（転倒事故除く）

鮮魚2件（切創・腰痛 各1件） 青果 2件（切創、腰痛 各1件）精肉1件(切創)　惣菜1件(切創)

フロア1件（その他） ドラッグ1件(裂傷)

③年代別

60歳以上　5件（前年-1件）、50代 4件（前年＋2件）、40代以下　3件（前年±0件）

転倒事故4件のうち4件全てが60代以上

3. 今後の取り組み

(1)「転倒事故」・「切創事故」防止対策

発生事例の共有、ポスターを掲示、

総務課員が担当者会議にて事例の報告、注意喚起を実施。

転倒事故については、

作業場の整理整頓と安全靴の定期的な交換を呼び掛けていく。

切創事故については

マニュアル順守、耐切創手袋の着用を徹底するよう呼び掛ける。





2. 四半期ごとの情報発信
(2)チーフ会議で事例の共有
スライドを使って説明、注意喚起



必ずマニュアルを
守って作業を
実施してください

朝礼等で
パートナー社員
と共有を

切創事故　発生事例

原因	部門
真鯛のうろこ取り作業中、真鯛のヒレが右手人差し指にささり負傷	鮮魚
キャベツカット作業中に左手が滑り、包丁の刃に当たり負傷	青果
商品製造作業中、包丁が落下し反射的に親指を出してしまい右手親指を負傷	惣菜
⚠ 丸刃スライサーを清掃中、誤って左手人差し指が刃に当たり負傷 (電源を切らずに作業したことが原因)	精肉

転倒事故についても事例共有、注意喚起

転倒事故発生現場①



休憩室自動販売機補強板に
足が引っ掛かり転倒



作業場から店内に出る際に
足ふきマットが滑り転倒

転倒事故発生現場②



BY歩行中に通路にはみ出た
ミニキャリーに躓き転倒



作業場入り口のミニキャリー
に躓き転倒

3. 産業医巡店時の指摘

チェック表を見ながら職場巡視、要改善項目は画像で記録、全店に内容を共有

産業医職場巡視報告書

巡視場所: 泉店　産業医: 堤先生　店舗担当者: 中村店長　総務課: 坪井

実施日: 6 月 4 日 (木) 15 時 27 分 ～ 15 時 45 分

	点検項目	判定	内容	コメント欄	現場写真
	青果				
1	4S(整理・整頓・清掃・清潔)は適切に実施されているか	3	1点：作業場内が乱雑で作業に支障がある 2点：一部実 3点：適切に		
2	冷蔵庫内は乱雑になっていないか	3	1点：乱雑と 2点：一部乱 3点：整理・		
3	重いものは複数人で持っているか、無理な作業はしていないか	3	1点：重いも 2点：場合に 3点：重いも		
4	床の滑りやすい箇所やつまずく箇所はあるか、対策はされているか(危険箇所の周知等)	3	1点：つまづ 2点：つまづ 3点：問題と		

	点検項目	判定	内容	コメント欄	現場写真
1	4S(整理・整頓・清掃・清潔)は適切に実施されているか	3	2点：一部実施されておらず乱雑な箇所がある 3点：適切に実施されており、働きやすい環境になっている		
2	冷凍庫内に霜は付着していないか	3	1点：冷凍庫全体に霜が付着しており転倒の危険がある 2点：冷凍庫の一部に霜が付着している 3点：冷凍庫内に霜は付着しておらず転倒の危険はない		
3	冷蔵庫・冷凍庫内は乱雑になっていないか	2	1点：乱雑としていて商品が取り出しにくく通路が確保されていない 2点：一部乱雑な箇所はあるが通路は確保されている 3点：整理・整頓されていて商品が取り出しやすく通路が十分に確保されている	冷凍庫の扉の前に商品が積まれていました。緊急時や出入りの妨げになりますので、保管場所の変更をお願いします。	
4	冷凍庫の非常脱出装置は機能するか	3	1点：非常脱出装置が機能しない 3点：非常脱出装置は問題なく機能する		
5	床の滑りやすい箇所やつまずく箇所はあるか、対策はされているか(危険箇所の周知等)	3	1点：つまづき、すべりやすい箇所が複数あり対策されていない 2点：つまづき、すべりやすい箇所はあるが対策されている		



4. SAFE協議会を通じた取り組み

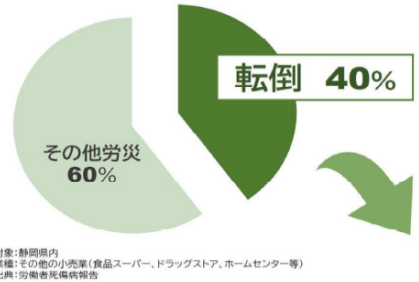
(1)ポスターの掲出

遠鉄ストア従業員へ

転倒災害が増加しています!!

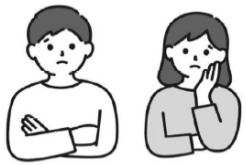
当社では 2024年度労働災害 全37件のうち、転倒災害が 16件 発生しています

令和5年度労働災害発生状況(静岡県内)

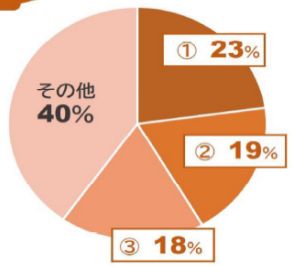


対象:静岡県内
業種:その他の小売業(食品スーパー、ドラッグストア、ホームセンター等)
出典:労働者死傷病報告

食品スーパーでは転倒災害が最も多く発生!



食品スーパー等における転倒災害TOP3

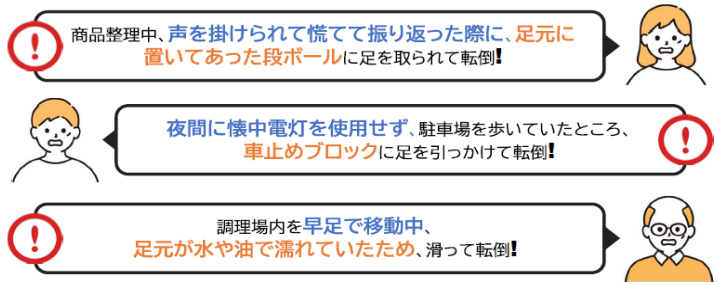


- ①**作業場・通路に置かれた物**(段ボール、台車、カート等)**につまずいて転倒**
- ②**通路等の凹凸や段差につまずいて転倒**
- ③**濡れた床**(フロア、食品加工場、雨で濡れた床等)**ですべって転倒**

小売業**SAFE**協議会※参加企業にお勤めの方**108**人に災害が起こりやすいと思われる状況について①~③含めた7択によるアンケートをとったところ、回答の多かった順に③**37%**、①**32%**、②**11%**でした。足元の濡れた場所が危険と考えた方が一番多いようですね。働く職場には、①~③以外にも様々な転倒のリスクが潜んでいます。皆さんもぜひ、どのような場面で転倒のリスクがあるか考えてみましょう!

※裏面下部の二次元コード参照

転倒災害の事例と3つの要因



油断、焦りなどの**心理的な要因**を無くすためには、普段から慌てずに周りを見る習慣をつけておくことが重要です。日常的な転倒のリスクを減らすことができます。

物理的な要因は従業員自らが気づいて、取り除ける要因もあります。
従業員同士で話し合って、気づいた人が改善するような決まり事を作っておくことが効果的です。

近年、加齢による身体機能の低下を原因として、何もないところで転倒する災害も増えています。
そのような**身体的な要因**による転倒のリスクを減らすためには、日常的な運動が効果的です。



ほんの少しだけ、落ち着いて行動していたら、足元の障害物を片付けていたら、運動量を増やしていたら、防げた転倒災害も少なくありません。
働く一人一人が、協力して意識改革に取り組み、**職場の転倒ゼロを目指しましょう!**

静岡県小売業SAFE協議会
静岡労働局 静岡県 (株)遠鉄ストア (株)静鉄ストア
(株)田子重 (株)マキヤ マックスバリュ東海(株)
中部安全衛生サービスセンター(制作協力)

(R7.4)

4．SAFE協議会を通じた取り組み

(2)転倒・腰痛予防セミナー開催
※理学療法士会様のご協力



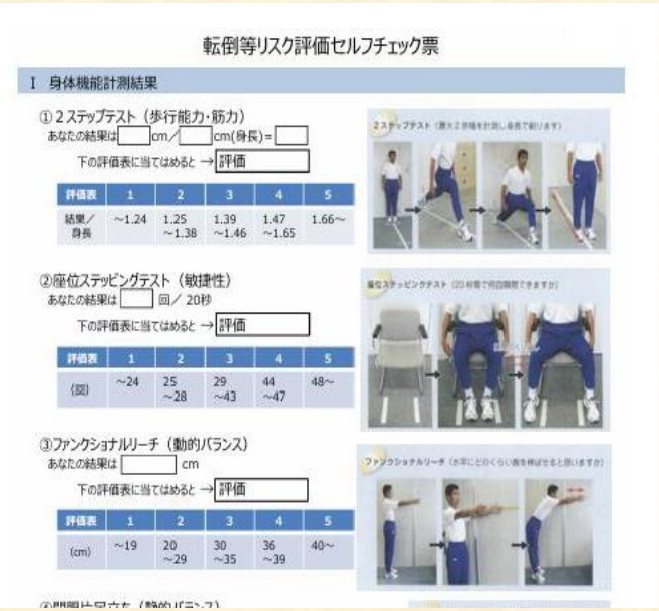
定期健康診断時に実施
事前予約性としたが、
参加人数がわずか・・・

当日、来場者に声掛けを行い
体力診断を実施

5. 今後取り組み予定の防止策

・高齢者の体力測定

実施方法を検討中（集合orセルフ）


転倒等リスク評価セルフチェック票

Ⅰ 身体機能計測結果

①２ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は［　］cm／［　］cm(身長)＝［　］

下の評価表に当てはめると →［評価］

評価表	1	2	3	4	5
結果／身長	～1.24	1.25～1.38	1.39～1.46	1.47～1.65	1.66～

②座位ステッピングテスト（敏捷性）

あなたの結果は［　］回／20秒

下の評価表に当てはめると →［評価］

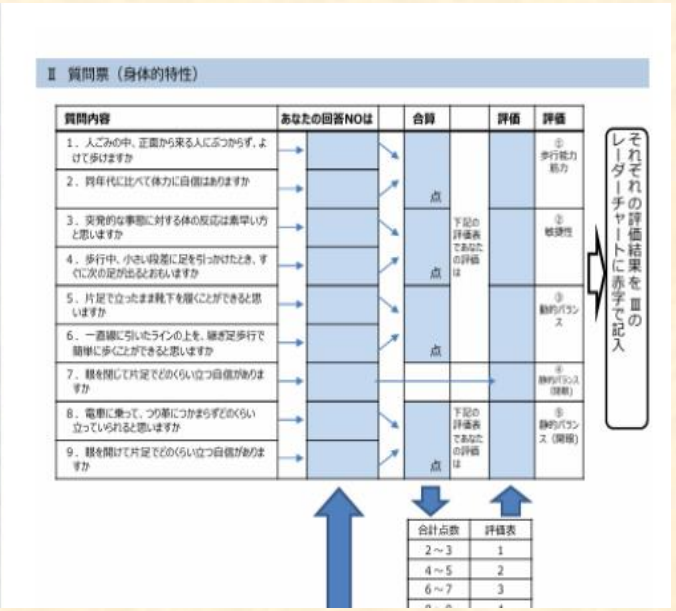
評価表	1	2	3	4	5
(回)	～24	25～28	29～43	44～47	48～

③ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は［　］cm

下の評価表に当てはめると →［評価］

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	～19	20～29	30～35	36～39	40～


Ⅱ 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは		合算		評価	評価
1．人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか						①歩行能力・筋力
2．同年代に比べて体力に自信はありますか			点			
3．突発的な事態に対する体の反応は素早い方と思いますか				下記の評価表であなたの評価は		②敏捷性
4．歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出ると思いますか			点			
5．片足で立ったまま靴下を履くことができると思いますか						③動的バランス
6．一直線に引いたラインの上を、継ぎ足歩行で簡単に歩くことができると思いますか			点			
7．眼を閉じて片足でどのくらい立つ自信がありますか						④静的バランス（開眼）
8．電車に乗って、つり革につかまらずどのくらい立っていられると思いますか				下記の評価表であなたの評価は		
9．眼を開けて片足でどのくらい立つ自信がありますか			点			⑤静的バランス（閉眼）

それぞれの評価結果をⅢのレーダーチャートに赤字で記入

合計点数	評価表
2～3	1
4～5	2
6～7	3

・始業前のラジオ体操（約3分）

有線放送のタイマー設定

各事業場における事例発表

（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）

株式会社杏林堂薬局

テーマ：転倒災害や高年齢労働者及び外国人労働者における労働災害に対する取組み

調査事項	
(1) 御社における労働災害発生状況	①：令和８年（１−５月）の災害発生状況 不休災害を含めた全ての死傷災害：　１９件 うち、休業４日以上の死傷災害：　７件 ②：①の災害の特徴 ⅰ）災害の事故の型別件数（特に転倒災害の件数） 墜落・転落：３件、転倒：６件、切れ・こすれ：１件 有害物等との接触：１件、激突：１件、はさまれ：１件 動作の反動、無理な動作：５件、通勤災害：１件 ⅱ）被災者の年代ごとの発生件数内訳（特に 50 代、60 代の割合） 20 代：１件、30 代：２件、40 代：２件、 50 代：７件、60 代：６件、70 代：１件 ⅲ）外国人労働者の災害発生件数 該当なし
(2) 令和６年～７年度に取り組んだ労働災害防止対策について（特に SAFE 協議会を通じて取り組んだ対策について）	①　取り組んだことで効果があったものとその事例 令和 6 年度～7 年度において、労働災害防止対策の一環として、+safe 事業を通じて、過去に発生した労働災害事例や店舗作業に潜む危険要因を洗い出し、リスクアセスメント表を作成しました。 作成したリスクアセスメント表を基に、モデル店舗を決めて、その店舗従業員へ危険ポイントや安全な作業方法について注意喚起を実施し、日常業務における安全意識の向上に努めました。 その結果、注意喚起を行った作業に関する労働災害は、その後発生しておらず、従業員一人ひとりが危険を予測し、安全行動を取る意識の醸成につながったものと考えております。 ②取り組んだが、効果が見込まれなかったものや課題となっている事例等について 労働災害事例の共有（労災速報の配信）をおこない注意喚起を行った後も作業手順の徹底が十分に浸透せず、危険行動が見受けられるなど、期待したほどの効果が得られない事例もありました。特に、繁忙時や人員が限られる状況では、安全確認が後回しになりやすいことが課題となっています。

(3) 今後導入を検討している労働災害防止対策について	転倒災害のリスク低減を目的として、当社のアスリート正社員（陸上競技部員４名）が監修・出演する準備体操及び筋力トレーニング動画を作成し、全従業員へ周知しております。 動画を活用した定期的な運動を促進することで、筋力・柔軟性・バランス能力の維持・向上を図り、転倒しにくい身体づくりによる労働災害の予防に取り組んでおります。 今後も継続的な啓発活動を行い、従業員の健康維持及び転倒災害の防止につなげてまいります。

各事業場における事例発表

（転倒災害、高年齢労働者・外国人労働者における労働災害防止について）

株式会社静鉄ストア

テーマ：転倒災害や高年齢労働者及び外国人労働者における労働災害に対する取組み

調査事項	
(1) 御社における労働災害発生状況	①：令和８年（１−５月）の災害発生状況 不休災害を含めた全ての死傷災害：　9 件 うち、休業４日以上の死傷災害：　3 件 ②：①の災害の特徴 ⅰ）災害の事故の型別件数（特に転倒災害の件数） 転倒：3 件、切れ・こすれ：5 件、追突：１件 ⅱ）被災者の年代ごとの発生件数内訳（特に 50 代、60 代の割合） 10 代：１件、30 代：2 件、50 代：2 件 60 代：2 件、70 代：1 件 ⅲ）外国人労働者の災害発生件数 0 件
(2) 令和６年～７年度に取り組んだ労働災害防止対策について（特に SAFE 協議会を通じて取り組んだ対策について）	①取り組んだことで効果があったものとその事例 ・夜間の転倒事案があった後に、夜間の職場巡視チェックを行い、通路の照明不足箇所や夜間の危険個所を明確化させた。各事業所の職場巡視チェックは、これまで昼間に行われることが多く課題が見えていなかった。 ・デリカ部門の作業靴のすり減りによる転倒防止として、毎年 5 月を交換月と定め交換をするよう設定。すり減り具合が早い場合は交換を待たずに実施。デリカ部門作業場での転倒事案は令和 7 年度なし ②取り組んだが、効果が見込まれなかったものや課題となっている事例等について ・高年齢者の労災対策 高齢者に対象を絞った対策ができていない
(3) 今後導入を検討している労働災害防止対策について	・本人申告での体力状況、事業所のヒヤリハット事案を別アンケートに含めて実施し集計を行う。